

事務連絡
令和5年3月24日

都道府県
指定都市
各 中核市
児童福祉主管課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子生活支援施設における保護の実施の手続きの適正な取り扱いについて

児童福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年6月3日に閣議決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」に基づき、配偶者暴力対策の抜本強化策を検討するため、母子生活支援施設を含む被害者支援を行う各種施設の利用についてアンケートを行ったところ、母子生活支援施設の利用の簡素化を求める意見が国民から寄せられたところです。そのため、改めて下記の事項にご留意いただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、御了知の上、管内市及び福祉事務所設置町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対し、広く周知いただくようお願いします。

記

児童福祉法第23条第2項において母子保護の実施を希望する場合には厚生労働省令で定める申込書を提出することを規定しています。

当該申込時において、申込書以外の関係書類が必要であるかどうかは一義的には自治体の判断とはなりますが、母子の個別の状況によらずに、一律に健康診断書や身元引受書等の書類の提出を求めることにより、真に必要な書類まで求めることが無いよう、手続きの簡素化の観点から必要な書類を改めて点検いただくようお願いします。

特に、緊急時等において、当該申込書以外の書類の提出がないことをもって入所できないということがないように円滑な母子保護の実施に努めていただくようお願いします。